

○津山圏域資源循環施設組合臨時職員の任用・給与・勤務時間その他の勤務条件に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合訓令第 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条第 5 項の規定に基づいて雇用する一般職の臨時職員（以下「臨時職員」という。）の任用，給与，勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 臨時職員の勤務条件は、臨時職員の任用・給与・勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和 56 年津山市訓令第 2 号）を準用する。この場合において、同規程中「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年津山市条例第 2 号）」とあるのは「津山圏域資源循環施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 21 年津山圏域資源循環施設組合条例第 12 号）」と読替えるものとする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。